

教育認定及び保育認定の3～5歳児は全て無償

令和8年度福津市利用者負担基準額(保育認定・保育料)表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				利用 者 負 担 (月 額)	
国の階層区分	市の階層区分	定 義		3歳未満児	
				標準時間	短時間
1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律並びに児童福祉法に規定する里親である教育・保育認定保護者の世帯		0円	0円
2	2	第1階層を除き 市町村民税所得割課税額の区分が 次の区分に 該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	3		市町村民税均等割のみ 又は48,600円未満	18,550円 (8,800円)	15,550円 (7,300円)
4	4		48,600円以上 97,000円未満	28,550円 (8,800円)	25,550円 (7,300円)
5	5 A		97,000円以上 140,000円未満	40,500円	37,500円
	5 B		140,000円以上 169,000円未満	40,950円	37,950円
6	6 A		169,000円以上 238,000円未満	56,750円	53,750円
	6 B		238,000円以上 266,000円未満	57,350円	54,350円
	6 C		266,000円以上 301,000円未満	57,950円	54,950円
7	7		301,000円以上 397,000円未満	76,000円	73,000円
8	8		397,000円以上	98,380円	95,380円

注1 世帯の階層区分は、4月～8月は前年度の市町村民税課税額、9月～3月は当年度の市町村民税課税額により決定する。

注2 同一世帯から2人以上が下記に該当する場合、最年長者は基本額、次年長者は半額(10円未満切捨て)、それ以降は無料とする。
(保育所等入所児童の兄・姉が)保育所、地域型保育施設、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期施設通所部、に入所又は通所している場合や、小学校就学前子どもが居宅訪問型児童発達支援を受けている場合

注3 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親及び障がい者のいる世帯は()の金額になり、年齢に関係なく第2子以降無料とする。

注4 注3以外の世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、年齢に関係なく第2子半額(10円未満切捨て)、第3子以降無料とする。